

# 国内外経済の動向

## 人手不足と外国人材の受入れ

### 【ポイント】

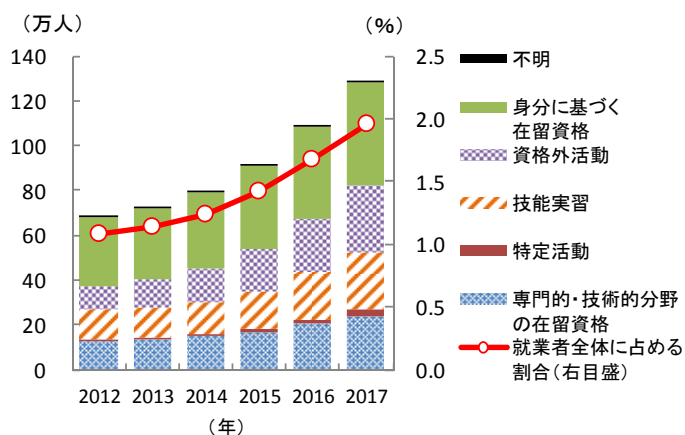
1. 2017年の外国人労働者数は127.9万人と過去最高となり、日本全体の就業者数に占める割合は2.0%に達している。
2. 業種や地域によって差はあるものの、外国人労働者への依存度は高まっている。
3. 少子化により特に若年労働力の不足する日本にとって外国人労働者は貴重な労働供給源となっており、今後も増加が続くことが見込まれる。
4. 政府は移民政策から距離を置く一方、経済界などからの要望も踏まえて外国人労働者の受入れを拡大する方針である。喫緊の人手不足への対応として門戸を一段と開いていくことは重要な選択肢の一つであるが、十分な国民のコンセンサス形成のうえで推進されることが肝要であろう。

ここ数年、コンビニエンスストアや飲食店、オフィス街などで外国人労働者をみかける機会が顕著に増え、日常の光景となりつつある。6月5日開催の経済財政諮問会議では、「経済財政運営と改革の基本方針2018（仮称）」の原案が示されたが、そのなかで「新たな外国人材の受入れ」が明記され、外国人就労の門戸をさらに広げる方針となっている。本稿では、国内において存在感が高まっている外国人労働者受入れの動向について確認したい。

### 1. 外国人の就労状況

厚生労働省によると、2017年（10月末時点）の外国人労働者数は前年比18.0%増の127.9万人と過去最高となった（図表1）。2017年における日本全体の就業者数に占める外国人労働者の割合は2.0%と2012年の1.1%から2倍近くに高まり、徐々に存在感が高まっている。日本で就労する外国人のカテゴリーは大きく分けて、①専門的・技術的分野、②身分に基づき在留する者、③技能実習、④特定活動、⑤資格外活動、の5つに分類される（図

図表1. 外国人労働者数（在留資格別）



（資料）厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」、総務省「労働力調査」より富国生命作成

図表2. 日本で就労する外国人のカテゴリー

①専門的・技術的分野	大学教授、弁護士、医師、介護福祉士などの高度人材
②身分に基づき在留する者	「定住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」などで、活動に制限なし
③技能実習	技能移転を通じた国際協力が目的、開発途上国等の外国人を最長5年間受け入れ
④特定活動	EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデーなど
⑤資格外活動	留学生のアルバイトなど。本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内

（資料）厚生労働省資料より富国生命作成

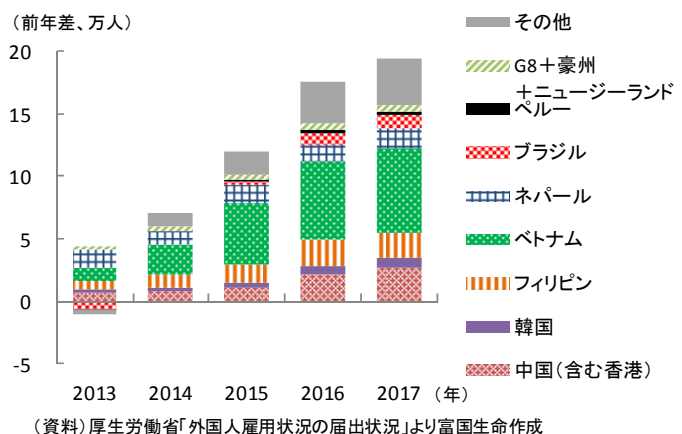
表 2)。2017 年時点では、定住者や永住者などの身分に基づき在留する者が 45.9 万人と最も多く、次いで資格外活動 29.7 万人、技能実習 25.8 万人、専門的・技術的分野 23.8 万人、特定活動 2.6 万人と続いている。過去 5 年間で外国人労働者数は 60 万人増加したが、その内訳を見ると、就労目的の在留資格ではない、留学生のアルバイトなどの資格外活動、そして、技能実習生が半分以上を占めている状況である。

資格外活動の増加は 2020 年をめどに 30 万人の留学生受入れを目標に掲げ政府が取り組んでいることに起因している。留学生は週 28 時間以内であれば許可を得て就労することが可能であり、現在、資格外活動の約 9 割が留学生にあたる。また、技能実習は、国際貢献のために開発途上等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJT を通じて技能の移転を図り、経済発展を担う人づくりに協力することを目的とした制度である。中国、ベトナム、フィリピンなど 15 カ国から人材を受け入れ、2017 年 9 月に加えられた介護を含め、農業や漁業、建設業、製造業などの分野における 77 職種を対象としている。なお、同制度は 2017 年 11 月に実習期間が 3 年から最長 5 年に延長されている。

政府の外国人労働者受入れ姿勢は、原則として専門的・技術的分野における高度人材のみを受け入れ、単純労働の分野に対しては原則として就労ビザは与えないというものである。しかし、人手不足が次第に深刻化するなか、留学生や国際協力の一環であった技能実習制度が単純労働力として活用されているのが実情となっている。

こうした、技能実習および留学生の送り出し国として存在感を高めているのが東南アジアの国々である。外国人労働者数を国籍別にみると、2017 年時点で最も多いのは中国(含む香港) 37.2 万人であり、ベトナム 24.0 万人、フィリピン 14.7 万人と続くが、特に近年増加が顕著なのはベトナムとネパールである(図表 3)。両国の特徴としては、その就労資格の 8 割超を技能実習と資格外活動が占めており、その割合はベトナムが 86.0% (うち資格外活動 42.1%)、ネパールは 81.5% (同 0.5%) となっている。

図表 3. 国籍別の外国人労働者増加数

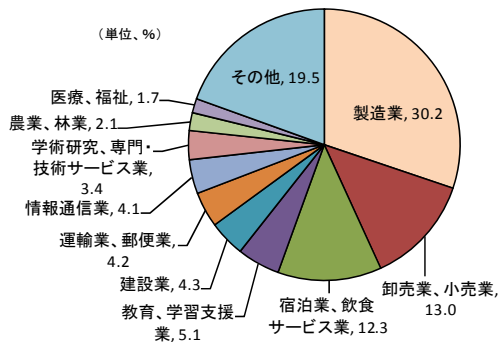


## 2. 高まる外国人労働者への依存度

さらなる人口減少が見込まれるなかで潜在成長力を如何にして高めていくかが、日本にとって重要な課題となっており、女性や高齢者の労働参加を促すことに加え、働き方改革や IT の活用による生産性向上が求められている。一方で、業種や地域によって差はあるものの、既に外国人労働者抜きでは経済活動が維持できないといった実態がある。

外国人労働者を産業別構成比でみると、製造業が 30.2%と最も多く、次いで卸売業・小売業 13.0%、宿泊業・飲食サービス業 12.3%と続く(図表 4)。図表 5 は各産業の就業者数に占める外国人労働者の割合を示したものである。2017 年時点では宿泊業・飲食サービス業(4.1%)のほか、製造業(3.6%)、情報通信業(2.3%)で割合が高くなっている。また、2012 年から 2017 年にかけてその割合が何倍になったかをみると、建設業の 4.3 倍を筆頭に、運輸業・郵便業が 3.0 倍、また卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉も 2 倍を超え、外国人労働者への依存度が高まっている。

図表 4. 外国人労働者数の産業別構成比



(資料)厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」より富国生命作成

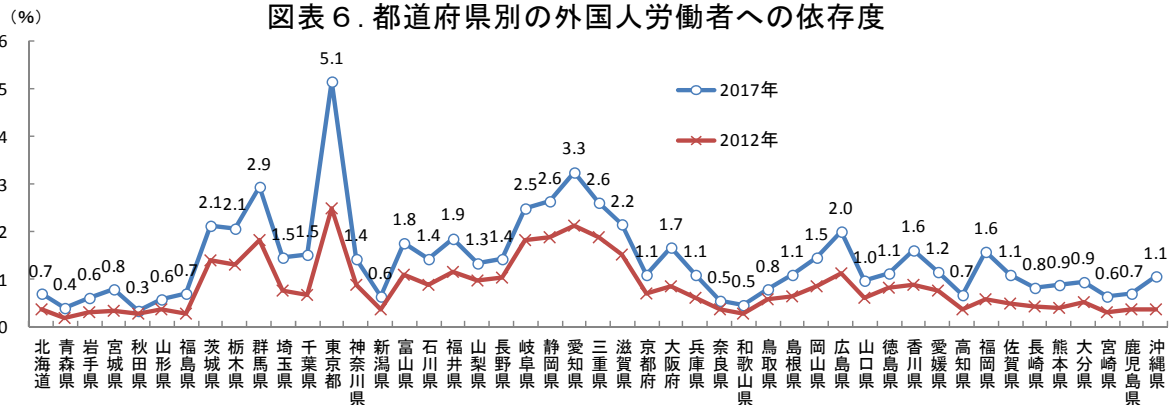
図表 5. 産業別の外国人労働者への依存度

	2012年 (%)	2017年 (%)	変化幅 (%pt)	倍率 (倍)
製造業	2.5	3.6	1.1	1.5
卸売業・小売業	0.7	1.5	0.9	2.3
宿泊業・飲食サービス業	2.0	4.1	2.1	2.1
教育・学習支援業	1.6	2.0	0.4	1.3
建設業	0.3	1.1	0.8	4.3
運輸業・郵便業	0.5	1.6	1.1	3.0
情報通信業	1.4	2.3	0.8	1.6
学術研究・専門・技術サービス業	1.0	1.9	0.9	1.9
農業・林業	0.7	1.3	0.6	1.9
医療・福祉	0.1	0.3	0.1	2.1

(資料)厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」、総務省「労働力調査」より富国生命作成  
(備考)依存度＝外国人労働者数/就業者数、倍率＝2017年の依存度/2012年の依存度

外国人労働者への依存度は地域によっても差がある。都道府県別の外国人労働者数としては東京に次いで、愛知、大阪、神奈川と大都市圏がその多くを占めるが、各県における就業者全体に占める割合でみると様相はやや異なる。2017年時点では東京が5.1%と最も高く、宿泊業・飲食サービス業や卸売業・小売業を中心としたサービス業に従事している割合が多い。また、製造拠点を有する愛知、三重、静岡、岐阜、群馬などでは2~3%と相対的に高めとなっている。一方、大阪(1.7%)や神奈川(1.4%)は全国平均(2.0%)を下回る。このように都道府県別にみると偏りが大きく、依存度が1%に満たない地域も多いが、2012年時点と対比すると、いずれの地域も上昇しており全国的に外国人労働者への依存度は高まっている(図表6)。

図表 6. 都道府県別の外国人労働者への依存度

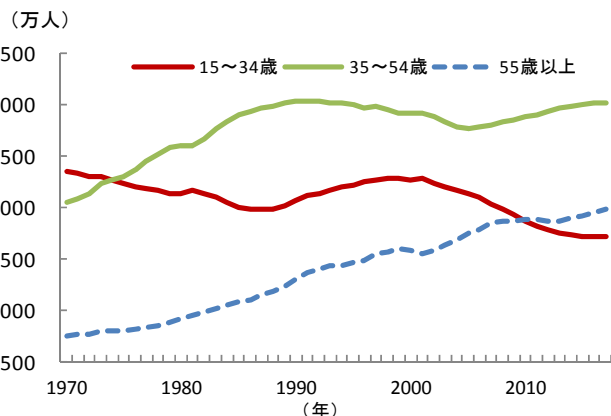


(資料)厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」、総務省「労働力調査」より富国生命作成  
(備考)依存度＝外国人労働者数/就業者数

### 3. 外国人労働者は今後も増加が続く

外国人労働者にかかる需要と供給を踏まえると、今後も外国人労働者の増加は続く可能性が高い。外国人労働者は人手不足が特に深刻な若年層における貴重な労働供給源になる。わが国の年齢階層別に労働力人口の動きをみると、35~54歳の中老年層については足元にかけて増加している一方、15~34歳の若年層は少子化の影響を反映して減少が著しい(図表7)。現在、政府に

図表 7. 年齢階層別の労働力人口の推移

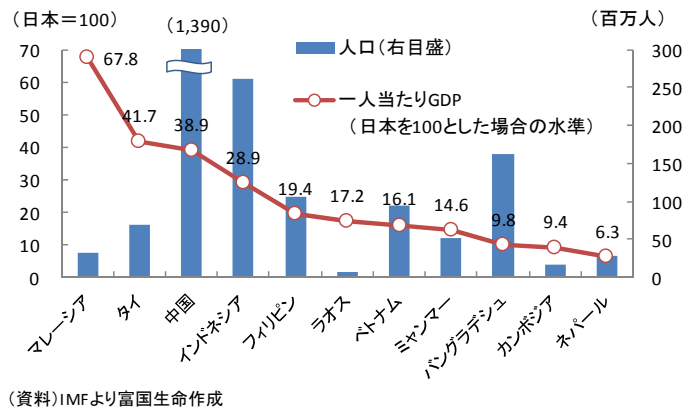


(資料)厚生労働省「労働力調査」より富国生命作成

よる労働力確保に向けての取組みとして、女性や高齢者の就業が推進されているが、それもいずれ限界がやってくる。一方で、外国人労働者は留学生や技能実習生が半数近くを占めることもあって若年層の割合が高い。勿論、留学生や技能実習生は本来的には就労目的の在留資格ではないが、結果として、外国人労働者は企業側のニーズを満たす労働供給源となっており、こうした状況が今後も続くと思われる。

また、東南アジアからの労働供給余地が十分にあることも外国人労働者増加の後押しとなる。現在日本を訪れる外国人労働者の大半は東南アジアからであるが、特にベトナム、ネパールといった国が目立つ。海外からの就労先として選ばれるには、母国からの距離に加え、母国との所得水準の差が重要となる。所得水準の目安として一人当たり名目 GDP をみてみると、2017年時点の推計値で、ベトナムは日本の16.1%、ネパールは6.3%の水準とな

図表 8. 東南アジア諸国の一人当たり GDP と人口



っている (図表 8)。その他にも一人当たり GDP が 2 割に満たない国の人口は豊富に存在する。今後、経済発展により日本との所得格差が縮小することを踏まえても、当面は、所得水準の観点から日本での就労は、こうした国々の人にとって魅力的に映るとみられる。

#### 4. おわりに

「経済財政運営と改革の基本方針 2018 (仮称)」の原案によれば、経済界からの要望もあって、外国人就労の門戸をさらに広げる方針となっている。「移民政策とは異なるもの」と、引き続き移民政策からは距離を置いたうえで、「生産性向上や国内人材の確保のための取組みを行っても、存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種」において、「一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に新たな在留資格を創設」するとされている。業種は明記されていないが、農業、介護、建設、宿泊、造船の 5 業種と報じられており、人手不足に悩むこれらの業種にとっては外国人労働者の受入れ拡大は歓迎すべきものであり、日本経済の持続的な成長のためにも望ましいことである。

ただし、外国人を受け入れるにあたっては社会的コストも考慮しなければならない。外国人は労働者としてやってくるが、社会に入れば一人の市民であり、共生していくためには語学教育や公共サービスにおける外国語対応など相応のコストが生じる。こうした社会的コストは企業だけでなく、国民全体が負担することになり、企業の便益だけ考えても不十分である。また、外国人労働者問題は、どこの国においても非常に政治的な議論になっている。欧州では、移民も含めた人権保護支援勢力も根強い一方で、極右勢力の躍進もあって外国人排除の動きもある。経済の活性化のためにも外国人受入れを拡大しようとする意見があれば、様々な問題を引き起こしているとして受入れを制限すべきとの意見もある。将来的に社会の分断などにつながりかねない問題であるため慎重な対応が求められる。

今後、人手不足は強まることはあっても、弱まることはない。そのため、政府は移民政策からは距離を置くものの、外国人労働者受入れ要件の緩和に対する要望は年々強まっていくだろう。喫緊の人手不足への対応として門戸を一段と開くことは重要な選択肢の一つであるが、十分な国民のコンセンサス形成のうえで推進されることが肝要であろう。

(財務企画部 大野 俊明)